

今後の保育施策の取り組み方針について

(付議の要旨)

保育待機児童が2年続けてゼロになった一方で、保育施設における欠員の増加などの新たな課題が生じているため、今後の保育施設整備を含めた保育施策の当面の取り組み方針をとりまとめたので報告する。

1 主 旨

区では、これまで「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（以下、後期計画と言う）」や「子ども子育て応援都市宣言」に基づき、保育の質を確保した保育施設・事業の整備を着実に進め、令和2年度に続き、令和3年度も保育待機児童ゼロを達成した。

一方、就学前人口は、平成30年以降減少を続け、令和3年7月の世田谷区将来人口推計（以下「区将来人口推計」という。）では、当面の間は減少傾向が続くものの、その後、増加に転じると推計している。また、既存保育施設の欠員の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による今後の保育需要の不透明さなど、新たな課題も生じてきた。併せて、保育施設が地域の子育て家庭への支援に関わることへの期待もより高まっており、これらへの対応として後期計画の取り組みを加速する必要がある。

こうした状況の中、保育待機児童解消を最大の目標としてきた保育施策の一部を見直し、これまでの子育て支援策の一層の充実など新たな課題に対する取り組み方針をとりまとめたので報告する。

なお、後期計画期間の中間にあたる令和4年度には、ニーズ調査や区将来人口推計の補正結果等を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」で定める令和6年度までの保育所等の確保量などを見直す予定である。

2 現状と課題（参考資料1）

（1）就学前人口の減少について

平成30年から減少に転じ、令和3年には、0～5歳児の全年齢において減少し、ピークの平成29年と比較すると、約2700名の減少となっている。

（資料1-1 参照）

また、最新の人口推計からは、当面の間、緩やかな人口減少が続くが、その後、増加に転じると推計されている。（資料1-2 参照）

（2）既存の保育施設の欠員の増加

認可保育園等の欠員が増加しており、令和3年4月時点では、特に0歳児の空きが急増し、私立認可保育園等の運営に影響を与える状況となっている。

(3) 地域の子育て家庭への支援の充実

地域コミュニティの希薄化や核家族化の進展等により、身近に子育てに関する相談ができる相手がないため、子育ての悩みや不安を抱え込んでいる家庭が増加している。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅子育て家庭及び保育園在園家庭においても地域でのつながりが更に希薄化している状況もあり、保育施設が専門性やノウハウを活かしながら、在園家庭に限定することなく地域の子育て家庭を支援することが、より一層、求められている。

(4) 保育の質の維持・向上

近年の区内保育施設の急増に伴い、より一層、区における保育の質の維持・向上への取り組みが求められている。保育施設等への認可・指導権限の移管を受けた区は、不断の努力により、区内のすべての保育施設が「保育の質ガイドライン」等に基づき、「子どもの権利に配慮し、人格を尊重した保育」を実現する取り組みを行っていく必要がある。

3 世田谷区の保育施策の目標

これまで取り組んできた保育の質の確保と施設整備の拡充や現状と課題を踏まえ、次の保育施策の目標を定めた。

(1) 保育待機児童ゼロの継続

保育待機児童ゼロは達成したが、依然として、入園を希望しているにもかかわらず入園できていない方もおり、今後の保育施設の欠員状況や新年度の入園申し込み状況などを注視しながら柔軟に対応し、保育待機児童ゼロを継続していく。

(2) 子どもを中心とした質の高い保育の実現

これまで、保育待機児童解消に向けた、保育施設整備の拡充とともに質の高い保育の提供に関する取り組みを行ってきた。今後も、「保育の質ガイドライン」等に基づき保育の質の維持・向上に取り組み、すべての子どもに対し、質の高い保育が提供できるよう、より一層、「子どもを中心とした質の高い保育」の実現を目指す。

4 目標達成のための3つの重点方針

これまでの課題に加え、新たな課題に対応し、保育施策の目標を達成するために3つの方針を定め、方針に基づき、今後、具体的な取り組みを進めていく。

重点方針1. 保育定員適正化への取り組み

(就学前人口の減少や既存の保育施設の欠員増加等への対応)

重点方針2. 保育の質の維持・向上に向けた取り組み強化

(「子どもの権利に配慮し、人格を尊重した保育」の実現)

重点方針3. 地域に開かれた子育て家庭への支援の充実

(保育施設による地域の子育て家庭への支援の拡充)

また、区立保育園については、この3つの重点方針を踏まえた上で、地区的子どもの育ちのセーフティネットの役割を担うとともに、その上で「地域の拠点園」が地域の保育施設間のネットワークの中心的な役割や、在宅子育て支援を担うなどを示した「区立保育園の今後のあり方～未来に向けた区立保育園のあり方と「再整備方針」の見直し」に基づき、より具体的な取り組みを進める。

5 重点方針に基づき着手・実行する取り組み

取り組みについては、「令和4年4月まで、及び4月から新たに実施するもの」と「今後検討を進めていくもの」とし、「今後検討を進めていくもの」についても今年度中に検討を開始し、個別に対応を進めていく。

(1) 保育定員適正化への取り組み

令和4年4月までに新たに実施するもの

① 新規施設整備等について

保育待機児童ゼロが2年連続継続していることや保育施設の欠員状況、また、最新の人口推計等により、今後、大幅な保育需要増の見込みが得られないことから、既存施設の支援強化のため既に事業決定しているものを除き、当面の間、認可保育園の新規施設整備は実施しないこととする。

② 認定こども園について

区立幼稚園の用途転換計画の見直しも含め、私立保育園等から寄せられている認定こども園への移行の相談等の諸課題を検討するために検討会を立ち上げ、区としての考え方をとりまとめていく。

③ 区立保育園の対応について

1) 弹力化定員に空きが生じている区立保育園は、早急に弾力化解消を実施するとともに、周辺地域の未就学児人口等の状況に応じた定員減を令和4年4月入園時から実施する。

2) 区立保育園の再整備等については、『「区立保育園の今後のあり方に基づく新たな再整備計画（令和2年2月4日福祉保健常任委員会報告）』に基づき着実に進めることとし、現在の状況等を踏まえた今

後の方向性を今年度中に示すとともに、令和4年度に予定されている子ども・子育て支援事業計画の見直しとの整合を図りながら、新たな個別計画をとりまとめる。

④ 私立保育園等の対応について

- 1) 運営法人の意向も踏まえ、定員の弾力化解消を進めていく。
- 2) 国有地等の賃貸期間が設定されている私立保育園（今後5年間で契約残存年数が10年以下となる園を対象）について、運営法人の意向等を把握するため調査を実施し、調整が必要な事項について確認する。老朽化の進んだ私立保育園については公共施設等総合管理計画に基づく耐用年数を基本に、運営法人の建て替え計画や意向等を確認し、必要な調整等を行う。

今後検討を進めていくもの

① 私立保育園運営について

安定的な園運営の支援に向けた課題を整理し、検討を進める。

② 認可外保育施設の認可保育所等への移行支援について

「認可外保育施設の移行等に向けた今後の方針と取組みについて（令和元年9月3日福祉保健常任委員会報告）」を令和6年度まで継続し、移行を希望する事業者に対しては、認可基準を満たすための必要な説明、助言・指導を行う。認可保育園の新規施設整備と合わせ、新たな募集は見合わせる。すでに事業決定している事業者（認証保育所2件、保育室2件）に対する支援は継続するとともに、施設整備にあたっては、今後の保育園の整備計画に組み込み、対応する。

③ 認証保育所について

これまで実施してきた1歳児受入促進事業をはじめ、認可保育園等の保育料の水準を踏まえた保育料補助制度の見直し、補助対象利用時間の拡大など、令和3年度から実施している認証保育所への支援策の効果を検証し、夜間利用、短時間利用、就労要件のない利用など、認証保育所に求められるニーズ等を踏まえ必要な対応を進める。

(2) 保育の質の維持・向上に向けた取り組み強化(参考資料2、3)

令和4年4月から新たに実施するもの

① 区内保育施設等への取り組み強化

多様な運営主体により施設数が増加した中、今後すべての園が「保育の質ガイドライン」等に基づいた保育を実践できるよう、巡回支援相談などのこれまでの取り組みに加え、学識経験者等の協力を得ながら、質の向上に向けた取り組みを進める。特に区立保育園における不適切な保育を踏まえ、子どもの権利に配慮し、人格を尊重した保育の充実を図つ

ていく。

- 1) 保育部や乳幼児教育支援センターにおいて実施される研修を積極的に活用する。
- 2) 開園にあたって条件を付した法人に対する指導や助言などの取り組みを推進し、継続したフォローアップを行っていく。
- 3) 各施設と養成校との交流・連携による保育体験を通した人材育成等の取り組みを促進する（「世田谷きてみて保育」等）。
- 4) 子どもや保護者と向き合うことを充実させるための業務負担軽減を促進する（区の業務と連動した事務の効率化等）。

② 乳幼児教育支援センターを活用した取り組み（令和3年12月開設予定）

- 1) (仮称) 指針・基本方針（世田谷区教育・保育実践コンパス）の策定とこれに基づく各種取り組みの展開
 - ・公私幼保共通体系による研修の実施
 - ・園評価（自己及び関係者）の実施と評価結果の公開
 - ・公開保育の実施（園内研修や園評価との連動含む）
 - ・保育実践研究の促進を通じた好事例の蓄積とその活用
- 2) 地域の教育・保育ネットワークの展開
 - ・「地域保育ネット」等これまでのつながりを活かしながら、より身近な地域単位での交流、連携
 - ・小学校との連携（交流促進、教育内容の接続、個別支援の継続など）
- 3) 研究者、大学との連携
 - ・公開保育や自己評価促進の園内研修へのアドバイザー派遣
 - ・共同研究の実施（区における園評価の方法開発など）

（3）地域に開かれた子育て家庭への支援の充実

地域の実情に応じた子育て支援を通して、子育ての課題の把握や多様な保護者への理解を深め、更なる支援へと活かしていく。

令和4年4月から新たに実施するもの

① 誰もが気軽に相談できる人や場の提供

- 1) 区立保育園の福祉的役割の強化

一時保育の利用条件を緩和したモデル実施（令和3年度から開始予定）
等により、支援を必要とする家庭の早期発見と継続的な見守り・支援を行う。

- 2) 私立保育園の取り組み

一時保育事業の利用条件緩和に向けた調整を行う。

② 子どもの権利・人権に対する理解の促進

保育園の保護者や地域の子育て家庭に対して、「保育の質ガイドライン」や「なるほど！せたがやのほいく」等を活用しながら、子どもの権利に配慮し、人格を尊重した子育てについて伝える機会を設け、必要な支援を行っていく。

6 入園申し込みの見直しについて

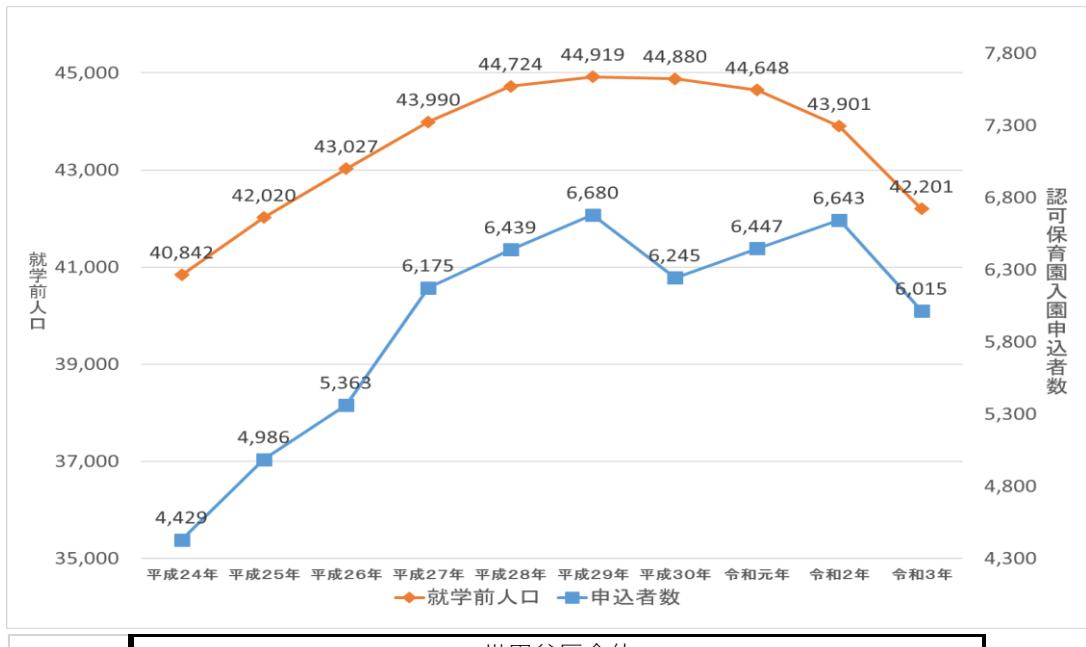
- (1) 入園申込みの電子化等 DX の取り組み（令和 3 年 9 月開始）
- (2) 出生前入園選考の開始（令和 4 年 4 月申込みから対応）
- (3) 0 歳児クラスの区外居住者の 4 月入園申込みの受付開始
(在勤者は令和 4 年 4 月入園一次選考から、通過者は二次選考から対応)

7 今後のスケジュールと予定

| | |
|--------------|----------------------|
| 9月 2日（木） | 福祉保健常任委員会報告 |
| 9月以降 | 重点方針に基づく取り組みの実施 |
| 令和 4 年度 | 子ども・子育て支援事業計画の改定 |
| 令和 5 年度～6 年度 | 子ども・子育て支援事業計画調整計画の実施 |

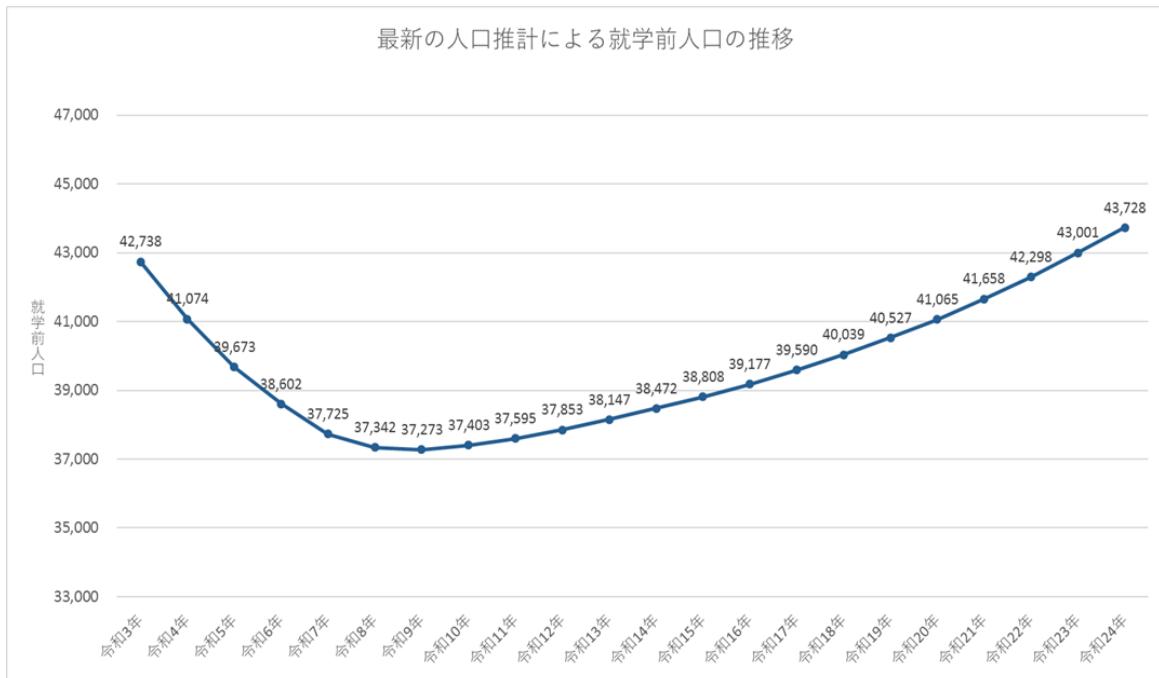
(参考資料 1)

資料 1-1(区の就学前人口及び認可保育園入園申込者数の推移)

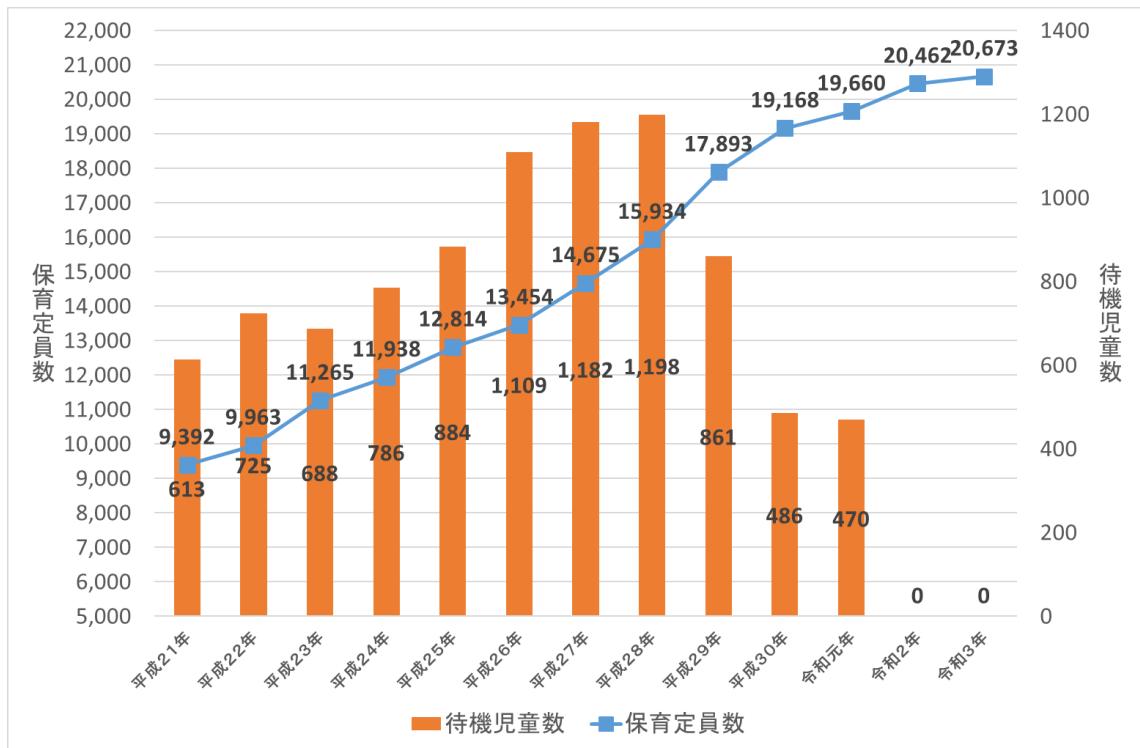


| | 世田谷区全体 | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 人口 | | | | | | |
| | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 合計 |
| H29.4 | 7,502 | 7,798 | 7,733 | 7,473 | 7,178 | 7,235 | 44,919 |
| H30.4 | 7,175 | 7,571 | 7,698 | 7,714 | 7,500 | 7,222 | 44,880 |
| H31.4 | 7,054 | 7,259 | 7,480 | 7,617 | 7,707 | 7,531 | 44,648 |
| R2.4 | 6,658 | 7,163 | 7,251 | 7,423 | 7,672 | 7,734 | 43,901 |
| R3.4 | 6,293 | 6,638 | 7,080 | 7,130 | 7,389 | 7,671 | 42,201 |

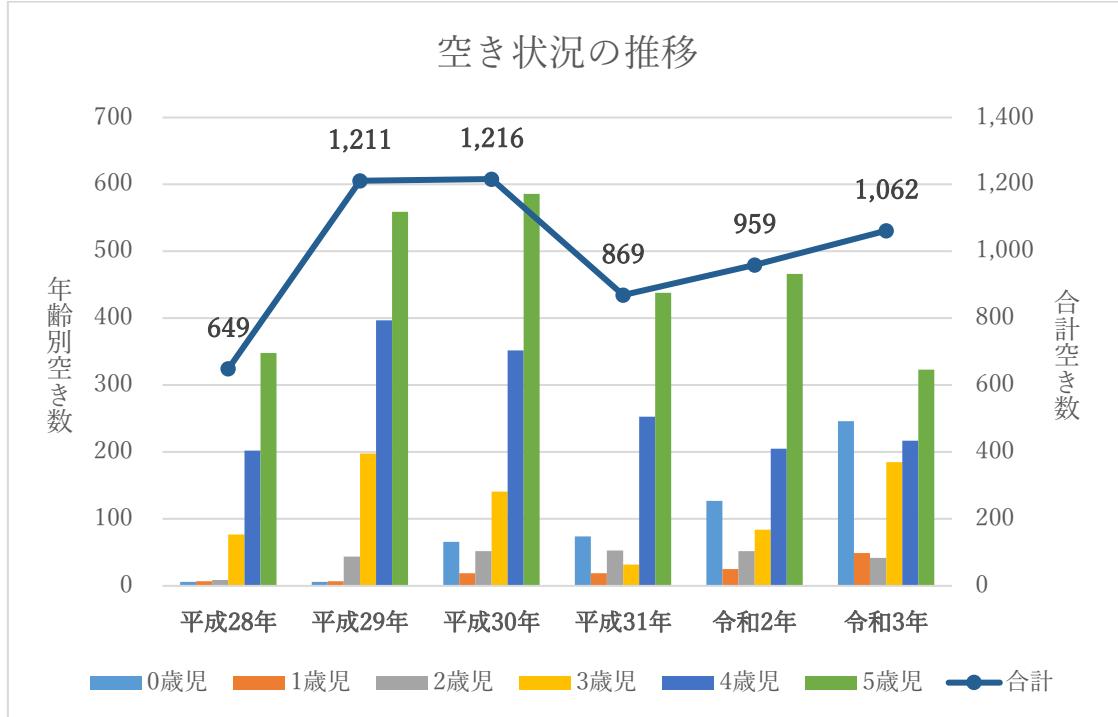
資料1-2(最新の人口推計に基づく就学前人口(0～5歳児)の推移)



資料 1-3(保育定員数と待機児童数の推移)

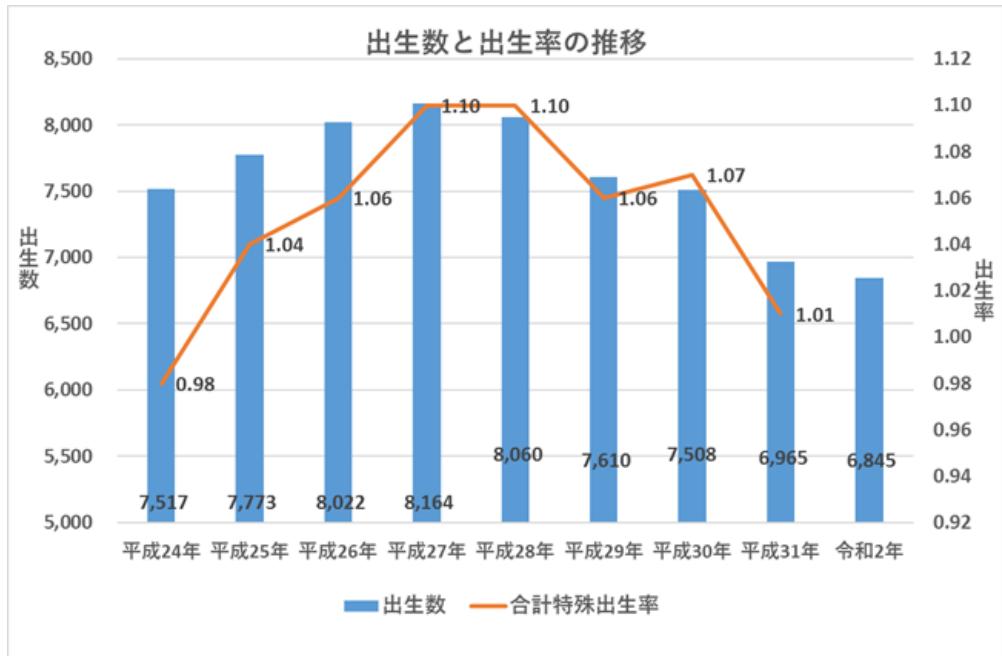


資料 1-4(区内認可保育園等の空き状況の推移・各年 4月 1日現在)

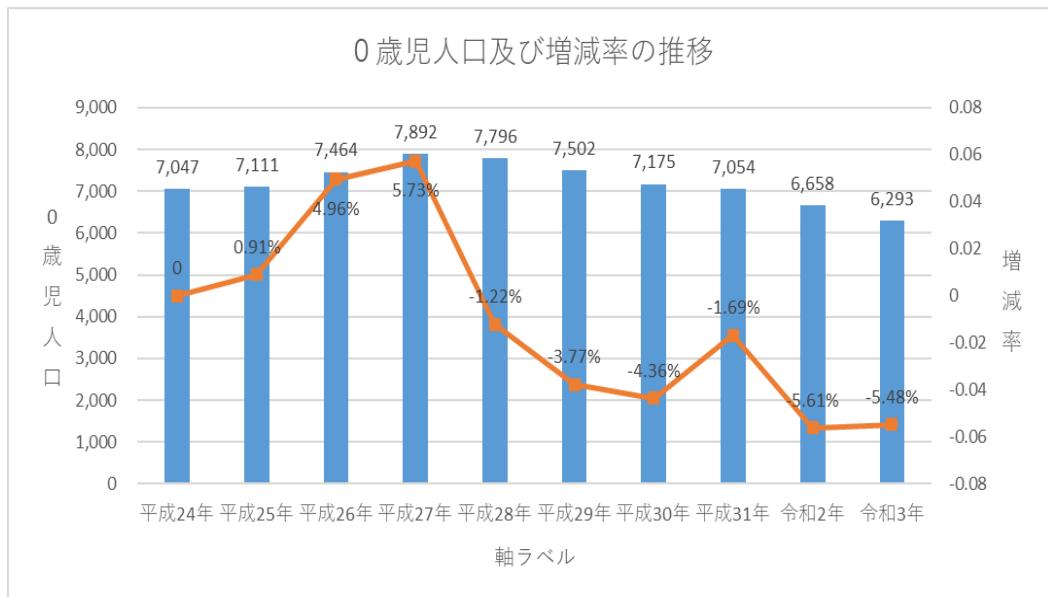


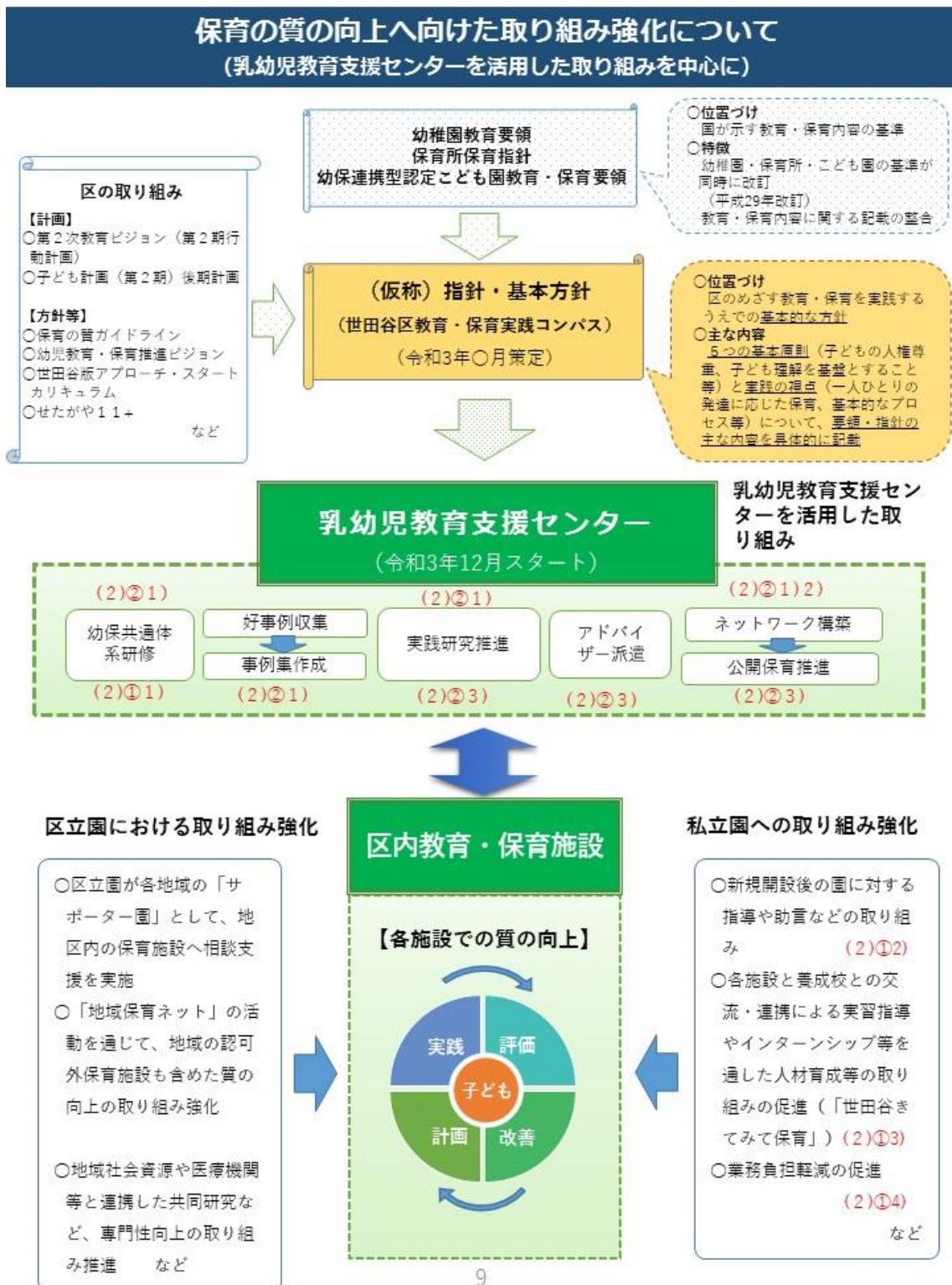
注：平成 29、30 年度は、新規開設施設数が多かったため、4、5 歳児を中心に空きが多くなっている。

資料 1-5(世田谷区の出生数(各年 1 月～12 月の総数)と出生率の推移)



資料 1-6(世田谷区 0 歳児人口(各年 4 月 1 日現在)及び増減率の推移)





「(仮称)指針・基本方針(世田谷区教育・保育実践コンパス)」の構成

1 私たちがめざす乳幼児期の教育・保育の基本

- ・ 子どもを権利の主体(一人の人間)としてとらえる
- ・ 子ども一人ひとりに対する理解を基盤とする
- ・ 環境を通した教育・保育
- ・ 育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿
- ・ 保育者の主体性

コラム:発達の過程をとらえる基本的な視点

2 実践の視点(例)

(1)大切にしたい子どもの経験

- ・ 発達の過程をとらえる基本的な視点
- ・ 0歳児の保育
- ・ 1・2歳児の保育
- ・ 3歳以上児の教育・保育
- ・ 5歳児後半の子どもの姿から、小学校の教師と子どもの育ちを共有する視点

(2)子どもの力を育む保育のプロセス

- ・ 具体的なねらいと内容の明確化
- ・ 環境の構成と保育者の援助
- ・ 子どもの理解に基づく振り返りを通じて明日の保育を考える
- ・ 園全体で教育・保育を実現していく
- ・ 全ての子ども一人ひとりに応じた適切な配慮

(3)教育・保育をつないでいく

- ・ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続
- ・ 家庭との連携
- ・ 地域に開かれた教育・保育

3 教育・保育の質向上にむけた取り組みの充実